平成２３年（再）第２３号
京都市山科区川田梅ケ谷町１番地の33
再生債務者　京都東山観光株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号堂ビル211号室　宮崎法律事務所　弁護士　宮崎　裕二
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第２１号
大阪府堺市西区築港新町３丁28番地
再生債務者　中央鉄工株式会社
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月27日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年12月１日から平成23年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第６号
大阪府大東市新田本町12番21号
再生債務者　東亜鋼材株式会社（開始決定時の商号東洋シャーリング株式会社）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１８年（再）第１号
茨城県神栖市息栖1746番地
再生債務者　荒井　章輝
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年９月28日　水戸地方裁判所麻生支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２０年（再）第２６号
大阪市淀川区西中島６丁目２番３号、開始決定時の本店所在地大阪市淀川区西中島６丁目１番１号
再生債務者　株式会社ミキシング
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市北区堂島１丁目１番５号梅田新道ビルディング８階　弁護士法人大江橋法律事務所　弁護士　上田　裕康
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年９月16日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１０４号
埼玉県所沢市林２丁目453番地の４
再生債務者　木下　広幸
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月18日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月１日から平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第８０号
千葉県成田市吾妻２丁目１番地２　20棟402号
再生債務者　齋藤　　亘
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月18日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月１日から平成23年11月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（再イ）第２２０号
愛知県半田市旭町４丁目58番地の１　リンデンバウムＪ３―607号
再生債務者　藤田　幸代
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月18日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月25日から平成23年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１７５号
埼玉県川口市大字安行藤八159番地の９
再生債務者　尾﨑　純生
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月19日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月２日から平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第３５号
長野市大字上駒沢1267番地１
再生債務者　髙橋　明夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月19日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月２日から平成23年11月９日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再イ）第２４９号
名古屋市名東区明が丘54―１　コーポ明が丘302号
再生債務者　伊藤　臣子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月19日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月26日から平成23年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２５３号
名古屋市緑区ほら貝２丁目82番地の３　グローリアス緑区ほら貝307号
再生債務者　三島　江里
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月19日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月26日から平成23年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第４０９号
札幌市中央区南７条西15丁目１番１―902号
再生債務者　四十住洋子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月20日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月４日から平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第４１８号
北海道江別市新栄台45番地の14
再生債務者　上村　　潤
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月20日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月４日から平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部